平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

1. 政治資金監査の結果(概要)

○ 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加。

$$H24$$
年分 $H25$ 年分 $H26$ 年分 ·総務大臣分 96.5% → 95.8% → 96.6% ·都道府県選管分 96.5% → 97.6% → 98.1% 合 計 96.5% → 97.1% → 97.7%

○ 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

<総務大臣分>

区分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	7 3 4	96.6%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	4	0.5%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	2 0	2.6%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	2	0.3%
計	760	100.0%

<都道府県選挙管理委員会分>

区分	調査団体数	割合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 287	98.1%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	6	0.2%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	3 9	1. 7%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	0	0.0%
計	2, 332	100.0%

(参考)

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	3, 021	97.7%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	1 0	0.3%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	5 9	1. 9%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	2	0.1%
計	3, 092	100.0%

2. 政治資金監査報告書の記載状況等

○ 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱等したものが見られた。

(具体例)

- ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合に、その理由や住所が明記 されていなかったもの。
- 解散等をした団体に係る収支報告書の提出根拠となる規定が誤っていたもの。
- ・ 政治資金監査の対象となる書類をすべて列記していなかったり、保存されて いることを確認した書類を正確に記載していないもの。
- また、都道府県選挙管理委員会からは、個別の登録政治資金監査人に 対する指導の徹底などの意見が寄せられているところ。
- そのため、当委員会として、政治資金監査報告書の記載状況等の改善を図るために、政治資金監査の質の向上を目的とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組を進めていくとともに、フォローアップ研修に関して、今回の調査結果等を踏まえた研修内容の充実等に取り組むこととする。